

## 第24期第2回新居浜市農業委員会総会議事録

### 1 会議の日時及び場所

- (1) 会議の日時 令和2年9月7日(月曜日) 13:30～14:48  
(2) 会議の場所 合同庁舎5階 会議室1

### 2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

#### (1) 農業委員

第1番	片上和彦	第11番	高橋征三
第2番	岡田充	第12番	小野春雄
第3番	藤田幸正	第13番	曾我部英敏
第4番	村上壽一	第14番	伊藤繁次郎
第5番	塩見敏夫	第15番	土岐若水
第6番	寺尾俊行	第16番	伊藤慎吾
第7番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第8番	藤田健太郎	第18番	松木ワカ子
第9番	宇野賀津美	第19番	山口三七夫
第10番	古川一豊		

#### (2) 農地利用最適化推進委員

第1番	岡田悦明	第8番	藤田隆
第2番	安藤育雄	第9番	田坂健次
第3番	加藤宏司	第10番	眞鍋哲哉
第4番	岩崎紀生	第11番	竹林義孝
第5番	小野義尚	第12番	小泉禮造
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第7番	高橋眞次	第14番	神野鉄治

#### (3) 欠席委員 0人

### 3 会議に出席した事務局職員

事務局長	藤田和則	事務局次長	近藤明美
農政係長	谷口恭子	主任	篠原清子
主任	井上貴清		

### 4 傍聴者

なし

## 5 議事日程

- 農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について  
農政関係 令和2年度新居浜市の農業予算について



13時30分開会

### 藤田事務局長

御起立ください。礼。御着席ください。  
総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。  
委員、全員出席であることを御報告いたします。  
それでは、会長よろしく申し上げます。

### 藤田会長

皆さん、こんにちは。大きな台風9号、10号と続いてやってきて、とにかく大きな台風ですから気を付けてくださいというようなことで連日報道されておりました。昨日の夜中過ぎにこの辺りを過ぎていって、報道で聞くよりも、雨も風も大きなことはなかったということで安心をしております。皆様も安心をされていると思います。今日、9月7日というのは二十四節気の中の白露という暦の上では、これから草花にも露がついて、肌寒さを感じるころになると言われておりますが、このような暑い日も間もなく涼しくなるのではないかと、そういった日が早くきて汗をかかなくても農作業ができるようにと皆さんと一緒に願いたいと思います。

それでは、ただいまから第2回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、農地関係の議案につきましては、議案第1号から議案第4号までとなっております。

農政関係は「令和2年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において寺尾 俊行委員と横井直次委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号及び第4号は意見事項となっております。加えまして参考事項が3件ございます。1ページをご覧ください。

議案第1号「農用地利用集積計画について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**藤田事務局長**

議案第1号につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画でございます。内容といたしましては、田1筆、面積576平方メートルでございます。2ページをお開きください。

申請は、126番の(1-1)さんの1件でございます。内訳といたしましては、期間、4年9カ月、利用権の種類は、使用貸借、新規設定となっております。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、農用地利用集積計画の内容が新居浜市の基本構想に適合するものであること及び全部耕作要件・常時従事要件・効率利用要件が認められること、並びに対象農地の関係権利者の同意が得られていることの各要件を満たしております。ご審議の程よろしくお願い致します。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、126番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農用地利用集積計画について」を原案のとおり決定させていただきます。3ページをご覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**藤田事務局長**

議案第2号につきましても、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、第24番の1件でございます。

4ページをお開きください。

第24番は、船木字池田、田、1筆、面積277㎡、譲受人は(2-1)さんです。

譲受人は現在3反5畝ほどの農地を家族で耕作しており、今回、譲受人が経営規模拡大のため、申請地を取得する目的で、農地法第3条による申請が提出されました。申請地は、境界もはっきりしており、整形な農地で、申請人の田に隣接していることから、周辺への影響についてはないものと思われれます。なお、許可後は稲作を予定しております。

以上1件、議案書及びお手元に配布させていただいております調査書に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、高橋 眞次委員から報告をいただきます。高橋(眞)委員お願いします。

**高橋(眞) 委員**

はい、この件につきましては8月23日に申請地を見させていただきました。この申請地は以前から田として使用されており、また、譲受人は隣の田の方です。その方も稲作をしております。農機具もトラクター、耕運機、田植機、コンバイン、そして、農作業の従事日数も本人は100日、父が250日と従事しており、稲作と季節野菜を作っております。地域との調和要件も特に問題もなく本申請につきましては許可相当であると報告をいたしました。以上です。よろしくお願いいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、24番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます

す。5ページをお開きください。

議案第3号「農地の転用について」を議題に供します。  
事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第3号は、農地法第4条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は1件です。

6ページをお開きください。

4番、宮原町、田1筆、申請人は、(3-1)さん。

内容は、貸倉庫・貸車庫・貸露天駐車場101.79平方メートル、一体利用地として、宅地220.78平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断されます。

以上の事案につきましては、申請書及び土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準については認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、4番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。7ページをお開きください。

議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

**井上主任**

議案第4号は、農地法第5条第1項の規定による農地転用の申請で、申請件数は8件です。8ページをお開きください。

122番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は、(4-1)さん。内容は、太陽光発電施設、農地区分は、その他の農地で

ある第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

123番、多喜浜三丁目、畑1筆、譲受人は、(4-2)さん。内容は、自己住宅52.99平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、使用貸借権で期間は永年です。

124番、松原町、畑2筆、譲受人は、(4-3)さん。

内容は、進入路、一体利用地として、宅地238.89平方メートルがあり、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

9ページをご覧ください。

125番、松原町、畑3筆、譲受人は、(4-4)さん。

内容は、自己住宅90.26平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

126番、中村松木二丁目、田2筆、譲受人は、(4-5)さん外1名。内容は、貸し店舗21.06平方メートル、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、区分は、所有権移転です。

127番、宇高町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-6)さん。内容は、建売住宅(3戸)149.05平方メートル、一体利用地として、農道85.59平方メートルがあり、農地区分は、その他の農地である第2種農地と判断され、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。10ページをお開きください。

128番、河内町、田2筆、譲受人は、(4-7)さん。

内容は、賃貸共同住宅(1棟)252.32平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断され、区分は、所有権移転です。

129番、庄内町三丁目、田1筆、譲受人は、(4-8)さん。内容は、集合住宅(2棟)325.40平方メートル、農地区分は、用途地域であるため第3種農地であると判断さ

れ、千平方メートル以上の土地に建築物を建設する予定であることから、開発許可が必要となり、区分は、所有権移転です。

以上、8件、122番から129番のいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることを、事務局よりご報告させていただきます。ご審議の程よろしく申し上げます。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、122番から129番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

ないようですので、原案のとおり許可相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**藤田会長**

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。11ページをご覧ください。

参考事項は、農地法第18条第6項の規定による合意解約についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、14時00分から総会を再開いたします。

(休憩)

**藤田会長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより農政関係の議題に入ります。本日は、ご案内しておりましたとおり、「令和2年度新居浜市の農業予算について」を議題といたします。

なお、本日は、経済部農林水産課及び農地整備課から担当職員をお招きしておりますので、ご紹介させていただきます。まず、農林水産課から山本課長です。

**農林水産課**

**山本課長**

農林水産課課長 山本と申します。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

石川係長です。

**農林水産課**

**石川係長**

石川です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

河村主任です。

**農林水産課**

**河村主任**

農林水産課 河村です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

次に、農地整備課から鳥嶋技幹です。

**農地整備課**

**鳥嶋技幹**

農地整備課 鳥嶋です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

石川係長です。

**農地整備課**

**石川係長**

農地整備課の石川です。よろしくお願ひいたします。

**藤田会長**

質問等につきましては、最後に一括してお受けしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。それでは、最初に農業委員会関係の予算について、事務局に説明いたさせます。

**篠原主任**

令和2年度新居浜市の農業予算についてのうち、農業委員会関係予算について資料に沿って説明いたします。

「令和2年度農業委員会に関する予算」をご覧ください。

それでは、説明いたします。まず、委員報酬の984万9千円は、農業委員の報酬でございます。財源内訳は、一般財源が984万9千円でございます。

次に、人件費4,647万6千円は、事務局職員の給料、職員手当等及び共済費でございます。財源内訳は、県補助金が167万9千円、一般財源が4,479万7千円でございます。

次に、農業委員会管理運営費ですが、これは農業委員会等に関する法律に基づく所掌事務を遂行するための事務局経費でございます。

まず、報酬717万3千円は、農地利用最適化推進委員の報酬でございます。

次に、旅費76万5千円、交際費3万4千円、需用費58万円、役務費26万7千円で、それぞれ詳細は、備考欄のとおりでございます。

次に、委託料148万5千円は、農業委員会農地基本台帳に関する調査委託料として66万円、システム改修費82万5千円でございます。

次に、使用料及び賃借料30万5千円は、先進地視察研修のバス借上料でございます。

次に、負担金補助及び交付金56万円は、県農業会議への賛助拠出金や各種会合への出席者負担金等でございます。

以上、農業委員会管理運営費につきましては、合計1千122万8千円の予算で、財源内訳は、国有農地使用料徴収に関する自作農財産事務取扱交付金16万9千円、耕作証明等の証明手数料1万9千円、農業者年金業務委託手数料12万7千円、一般財源が1千91万3千円でございます。

次に、農業経営体活性化推進費でございますが、これは、景観形成作物取り組み事業費でございます。

需用費27万4千円は、種子、肥料代金等、消耗品費でございます。

次に、役務費12万8千円は、トラクターによる耕起手数料でございます。

以上、農業経営体活性化推進費につきましては、合計40万2千円の予算で、財源内訳は一般財源40万2千円になります。

以上、令和2年度農業委員会当初予算総額は、6千795万5千円となっております。以上で説明を終わります。

**藤田会長**

次に、新居浜市の農業予算について、農林水産課から説明をお願いいたします。

**農林水産課**

**山本課長**

新居浜市経済部農林水産課長の山本でございます。

農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様方にはいつも大変お世話になっております。

本日は農林水産課所管の令和2年度農業予算及び事業の概要についてご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。

まず、意見書との関連が1 担い手の確保と育成の部分についてでございます。

1 農林漁業資金利子補給事業補助金については、担い手の確保・育成を図るために、農業者等に対して、金融面から支援し、負担を軽減させ、農業経営の改善を図るために、農業近代化資金やスーパーL資金等の貸付金について、県及び市が利子補給を行っている事業でございます。令和2年度の予算額は66万7千円となります。

次に、2 農業次世代人材投資事業については、担い手の確保・育成により農業への定着を図るため、年間最大150万円の資金を最長5年間交付する事業です。この事業は平成29年に青年就農給付金事業から名称変更されたもので、令和元年度より対象者の年齢制限が45歳未満から50歳未満に引き上げられました。国の補助事業になります。令和2年度の予算額は600万円となります。

次に、3 農業経営体活性化事業ですが、JA青農クラブが主催する先進地視察研修に対する支援を行うものです。令和2年度の予算額は11万2千円となります。

次に、4 大島七福芋作付け拡大事業です。これは、既存となっておりますが、令和元年度の補正予算を使って、昨年度後半から進めてきた事業で、大島の七福芋（白いも）の栽培復元可能地1.4ヘクタールの作付け拡大にあたり、耕作放棄地の解消や鳥獣対策等を行う必要があり、地域おこし協力隊の導入を図ることにより、担い手不足の解消や圃場の整備、作付けを順次行い、作業効率及び生産性の向上を図ることを目指しております。また、大島地区の地域活性化にも寄与することができると考えております。令和2年度の予算額

は454万円となります。

次に、5 農業振興費です。これは、農業振興等を事業目的とする各農業関係団体（西条地区農業改良普及事業推進協議会、新居広域営農団地推進協議会、愛媛県畜産協会、えひめ愛フード推進機構、東部家畜衛生推進協議会及び青年農業者協議会）等への負担金や農業推進に係る事務費として、地産地消協力店認定に係る事務経費等を支出するものです。令和2年度の予算額は74万円となります。

次に、6 経営所得安定対策直接支払推進事業費になります。これは、経営所得安定対策を円滑にするため、必要な制度の周知、各申請業務の支援等に要する経費を支出する事業です。従前は生産調整推進対策費という名前の事業で新居浜市農業再生協議会への全額県費補助金となります。令和2年度の予算額は164万7千円となります。

次に、7 農業共済組合育成費です。農業災害補償法に基づき、農業者が不慮の事故によって受ける損失の補填を行う農業共済組合に対し運営の一部補助を行う事業です。令和2年度の予算額は32万9千円となります。

続いて、意見書との関連が2 地産地消の推進と食育の充実についてでございます。

8 にいはま農業まつり事業費です。各種催し物を通じて、生産者と消費者のネットワークづくりを図るとともに地域社会の活性化を図り、農家の生産意欲の向上と活力ある新居浜市農業の発展に尽くすJA新居浜市が主催で実施する「にいはま農業まつり」に対し助成する事業でございます。

令和元年度実績としては、令和元年12月8日（日）イオンモール新居浜、入場者約3万6千人を集めております。今年度の予算額は補助金額80万円となっております。ただし、非常に残念なことですが、12月に予定しておりました令和2年度の開催につきましては先日、新型コロナウイルス感染症の影響で開催の中止が決定されました。

次に、9 自然農園推進費です。市内35カ所にある自然

農園の土地所有者との連絡調整、各種行事の支援、新規開設や廃止する自然農園に必要な草刈り等に要する経費を支出いたします。令和2年度の予算額は34万9千円となります。

次に、10 食生活改善・食育推進による新居浜産農作物の消費拡大事業です。市内各公民館や保健センター等で食育推進、健康づくりの料理を作る際に、あかがね市等で新居浜市農産物を積極的に購入し使用することで、地産地消を推進し、また、新居浜産農産物等を使用するレシピを配布することなどにより食農教育を行うものです。令和2年度の予算額は15万円となります。

最後に意見書との関連が3有害鳥獣対策支援策の強化についてでございます。

11 有害鳥獣駆除費でございます。これは一部県補助金が入っている事業でございます。有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、1頭あたり1万円の報償費等を支出するものでございます。令和2年度予算額は672万6千円でございます。

次に、12 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費補助金です。これは国の補助事業でございます。有害鳥獣（イノシシ、サル、シカ）を駆除した市内3猟友会等に対して捕獲活動経費の助成として、成獣1頭当たり7,000円、焼却施設で処分した場合の成獣は1頭8,000円、幼獣1,000円の報償費等を支出するものでございます。令和2年度予算額は406万円でございます。

次に、13 捕獲隊支援事業補助金です。これは県補助事業になります。

市内3猟友会等に所属する駆除隊員の狩猟免許更新申請手数料、猟友会会費等の一部を助成することにより、新居浜市における捕獲体制の充実を図ろうとするものです。令和2年度の予算額は27万9千円です。

次に、14 有害鳥獣農作物被害対策費です。これは平成30年度から新規に実施している市単独事業です。電気柵やワイヤーメッシュ柵等の資材購入費の1/2の補助を行っております。補助金の限度額は5万円ですが、認定農業者の方については10万円となります。また、ニホンザルの追い払いに有用な動物駆逐用煙火等を購入し、自治会等に無償で配布し、地域住民の皆様と連携して、地域ぐるみで追い払いの推進も積極的に進めております。令和2年度の予算額は281万9千円となっております。

以上で新居浜市の農業予算及び事業の概要についての説明を終わります。ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいいたします。

**藤田会長**

ありがとうございました。次に農地整備課から説明をお願いいたします。

**農地整備課  
鳥嶋技幹**

農地整備課の鳥嶋でございます。よろしくお願いいいたします。皆様方には日頃から土地改良事業の推進にご理解、ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。この場をお借りしましてお礼を申し上げます。今年度の農業関係予算と、前年度に実施した事業の取り組みについて説明させていただきます。

お手元にお配りしております資料のうち、1ページ目に「令和2年度新居浜市の農業予算」を、2ページから8ページに「事業実施状況の写真」を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。それでは説明を始めさせていただきます。

まず、資料1ページをお開きください。農地整備課の所管事業別の予算でございます。

1行目が土地改良施設耐震対策事業でございます。今年度の予算額は3,983万4千円で、主な内容としましては池

田池、宮ノ谷大池、青木下池の耐震対策工事でございます。

池田池は平成30年度から工事に着手しておりまして、宮ノ谷大池と青木下池は今年度に工事着手の予定であり、現在は、発注に向けて準備を進めているところでございます。本事業は、愛媛県が事業主体となり実施するもので、新居浜市は事業負担金を支出するものです。

次に、農業用河川工作物改修事業でございます。本事業は、県管理河川に設置された頭首工などの農業用河川工作物の改修を行うものでございます。

今年度の予算額は480万円、内容としましては高柳堰下流の河床洗掘対策として護床工の整備を行うもので、昨年度に護床ブロックの製作に着手し、今年度から据付工事に着手するものでございます。先ほどと同様に本事業は愛媛県が事業主体で実施しておりまして、新居浜市は事業負担金を支出するものでございます。

次に、県単独土地改良事業でございます。今年度の予算額は800万円で、このうち農道・水路等の改修が600万円、ため池堤体補修が200万円でございます。まず、農道・水路等の改修といたしまして、昨年度からの継続事業として、吉岡泉土地改良区が管理する「宇高中幹線水路」の一箇所、延長約100mを予定しております。

本事業の採択要件といたしまして、土地改良区が管理している農道・水路等のうち、受益面積が5ha以上を対象として整備を進めるものでございますが、実施に際しまして、一部の施設を除き、農振農用地以外での事業採択は非常に難しい状況となっております。

次に、ため池堤体補修につきましては、且之上土地改良区が管理する柳谷中池、柳谷下池の二箇所でございます。本事業

業の実施期間は、令和3年度までとなっております。

次に、土地改良施設維持管理適正化事業でございます。今年度の予算額は269万円、全体事業費としましては845万円、水路の補修2箇所を予定しております。本事業は、土地改良区が管理し、老朽化により維持管理に支障をきたしている施設で、過去に国の補助金を受けている施設が対象でございます。

次に、市単独土地改良事業でございます。この事業は、これまでご説明いたしました各種事業の適用外で、市内22の土地改良区が管理する農業用施設の改修に要する事業費を補助するものでございます。今年度予算としましては、総補助金額7,000万円、そのうち、原材料費の支給を200万円としております。前年度は、決算額として、総補助金額8,091万6千円、そのうち、原材料費として191万7千円を支給しております。本事業につきましては、予算の範囲内で、各土地改良区が優先順位を決定したのに対し補助するものでございまして、計画的な執行に努めているところでございます。

次に、国庫補助災害復旧事業及び市単独災害復旧事業でございます。この事業は、台風等の災害により、被災した施設、農地を復旧するものでございます。

国庫補助災害復旧事業につきましては、事業費が40万円以上の箇所、市単独災害復旧事業につきましては、それ未満の箇所が対象となります。今年度の国庫補助災害復旧事業費としましては、前年度に災害が発生しなかったことから、繰越額もなく未計上（0円）としたものです。前年度の決算額は、平成30年度からの繰越額1,998万6千円で、頭首工4カ所でございます。

次に、今年度の市単独災害復旧事業費といたしまして、1000万円を計上しております。前年度の決算額は、平成30年度からの繰越額715万4千円で、水路5か所でございます。

続いて、各事業の実施状況について説明いたします。

資料2ページをお開きください。

これは、県営事業として実施しております池田池の土地改良施設耐震対策事業の実施状況でございます。前年度は堤体法面の改良工事を進めました。

次に、資料3ページをご参照ください。

県単独土地改良事業（宇高中幹線水路）の改修状況でございます。請負工事費は601万9千円で施工延長は40mでございます。次に、資料4ページをお開きください。

土地改良施設維持管理適正化事業（中村幹線水路）の実施する漏水防止を図るため、管更生工法による補修を行っております。請負工事費は1,850万円、施工延長は31mです。

次に、5ページをお開きください。

市単独土地改良事業でございます。船木泉川土地改良区が管理する「下前農道」の改修工事でございます。

次に、6ページをお開きください。

多喜浜土地改良区が管理する「江川遊水地揚水機」の改修工事でございます。

次に、7ページをお開きください。

農道維持管理事業でございます。大生院土地改良区が管理する「中俣～岸影団体営農道」の舗装工事でございます。

次に、8ページをお開きください。

平成30年度に被災し、令和元年度に繰越した災害復旧事

業です。吉岡泉土地改良区が管理する頭首工「岡崎井堰」の災害復旧工事でございます。以上、簡単ではございますが、農地整備課の説明を終わります。

**藤田会長**

ありがとうございました。以上、事務局、農林水産課、農地整備課から令和2年度新居浜市の農業予算について説明していただきましたが、何かご質問等はございませんか。  
はい、土岐委員。

**土岐委員**

菘生の土岐と申します。農林水産課のワイヤーメッシュ柵とか電気柵の助成の件なのですが、実は私の方で電気柵を使ってイノシシの防除をしておるんですけど、経過年数が過ぎまして、途中で本体がダメになったという場合に、正式に言いますと見積もりを取って了解を受けて、それからオクケーが出て初めて購入に至るのですか。そうすると、1週間以上待たなくてはいけなくなるのですよね。そうしましたら、その間にもイノシシに入られてしまって、もう、どうにもならなくなるんです。こういうような緊急の場合に何とか救済策はないものなのでしょうか。

**藤田会長**

**農林水産課**

**山本課長**

はい、農林水産課長。

先程の土岐委員さんのお話なのですが、補助金でありますので、やはり見積もりをお店の方で取っていただいたうえで、交付決定するやり方は変えようがございません。ただ、交付決定までの期間なのですが、こちらの方に相談していただければできるだけ短くすることは可能ですので、早く付けたいという方が今までも沢山いらっしゃいましたので、そのあたりは場合にもよると思うので農林水産課の方へ相談していただけたらと思います。必ず決定までに1週間かかるというわけではございませんので、その点は個々に4階の農林水産課の方で相談していただけたらと思います。

**土岐委員**

はい、極力そういった方向でお願いしたいと思います。

ただ、私の方の地域は金子山に接しておりましてイノシシが多くて、約5ヘクタールくらいはお米の作付けができない状態、電気柵をして内側にネットを張ってと人件費ですか、手間がとて出来ないということで耕作放棄になってしまっております。そういうことも理由の一つになっているのかと思いますので、今後ご検討をいただければと思います。ありがとうございました。

**藤田会長**  
**井下委員**

他にございませんか。はい、井下委員。

農林水産課の資料でR2年度の予算合計が違うと思うのですが。

**農林水産課**  
**山本課長**

申し訳ございません。こちらの合計は間違っておりますので、訂正させていただきます。合計2,921万8千円になります。すみませんでした。

**藤田会長**

他にございませんか。我々は、意見書を出したりする中に関連しているのですが、特にいわれる農林水産課の予算の意見も全て新規の事業というのはありません。いろんな事の見解を出してもらって、新しい事業に取り組んで行ってもらおうというのにも必要かと思います。あと、農地整備課での農道や水路等々の事業についてもご説明していただきましたが、意見はございませんか。

今、農林水産課の予算の中で2番目の農業次世代人材投資事業、国の補助事業ですけど青年就農給付金、新規就農者に対する45歳までの5年間で50歳までの5年間になって、今年度予算が600万円といますから4人分枠を取っていると、今、いろいろお聞きしますと、今それを受けている人は3名ということでございますので、農業次世代人材投資事業というのは、まだ1人分は今年度予算でもあるということでございます。他にございませんか。また、今日説明をいただきまして、これからの会話の中でお気付きの点がございましたら、事務局なり担当課にいつでもいいのですが、こういった会の中でも意見を出して

いただいて、担当課の方にも、他の機会の時にも、意見を聞かせていただきたいと思います。ご意見もないようですので、本日は、お忙しい中、農林水産課、農地整備課の職員の方々には新居浜市農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。ここで、事務局から連絡事項があります。

**藤田事務局長**

失礼致します。先日、愛媛県農業会議の方から義援金の募集という形で依頼がきております。これにつきましては農業委員会組織による令和2年7月豪雨災害義援金の募集についてというような形で7月の九州、中国、東北など全国各地で甚大な被害をもたらしております。災害につきまして農業委員会組織として被災した農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、1日も早い復興を支援するため義援金の保守活動を実施します。という主旨で依頼がきております。これにつきましては、皆様、自治会であったり各種団体であったりお勤めされている方については職場等でも寄付はされていると思いますが、農業組織として農業者に対する義援というような形で1,000円の寄付をお願いさせていただいております。今回につきましてもよろしければ親睦会費の方から取りまとめて農業委員会として募金をさせていただけたらと思っておりますがよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**藤田事務局長**

ありがとうございます。これにつきましては所得税の寄付金控除の対象になっております。確定申告をされている方がおりましたら書類等作成できると思いますのでよろしく願いいたします。

**藤田会長**

はい、谷口農政係長。

**谷口農政係長**

失礼します。私の方から3点ほど連絡させていただきます。まず、1点目に先月総会で農業委員会活動記録簿をお渡ししたのですが、そちらを毎月提出してくださいというお願いをしております。その記録の付け方なのですが、活動した時間をつけてくださいと説明させていただいたので

すが、時間がつけにくいということでご指摘をいただきましてこちらで検討したのですが、県の方に時間の記録を提出するというのは必要ありませんので、どちらかといえばどういうことをしたかという内容の方をしっかりと書いていただいて、時間を書いてくださいといったところには、その活動が半日であれば△、1日かかったということであれば○を書いていただいて、△か○を書いて提出していただきたいと思います。今回の提出は構いませんので、来月の総会の時に8・9月分を提出していただきたいと思います。また、分からなければこちらの方に聞いてください。記録簿については以上です。

2点目なのですが、委員さんには暑い中農地パトロールの方でお世話になりありがとうございます。今現在3分の2終わっているのですが、まだ、日程の方が決まっていない委員さんはこの後、谷口までお知らせをお願いします。

3点目ですが、中萩地区、大生院地区の方にお知らせなのですが大生院の圃場の草引き延期の件なのか、9月9日（水）7時から行いますので、また道具の方をお持ちいただいてご参加の方よろしくをお願いします。以上です。

**藤田会長**

今、事務局から連絡がありましたことについてご協力をよろしくをお願いします。はい、加藤委員。

**加藤委員**

8月31日に新人研修に行ってきたのですが、その中で人・農地プランでアンケートをとりますよと、その家族構成とか、後継者を図に落とし込んでやってくださいというような内容がありまして、新居浜はどういう形でされているのか教えてください。

**藤田会長**

今言われた、人・農地プランの実質化に向けていろいろやってくださいということで、今の農林水産課での人・農地プランは各旧農協支所単位でできているのですが、それが実質化に向けてやっていかななくてはいけない。それは、我々も含めて関係者でやっていくのですが、その時に支所単位の中で小さく分けて地域、地域でやっていかないと、

そういった中で今、加藤委員さんが言われたようなことについて細かく実質化に向けてやっていくというようなことです。

**農林水産課**

**河村主任**

先程質問にあった人・農地プランについてですけれども、今年度、実質化に向けての各種取り組みを実施している中で、現在アンケートの集計が終わりまして、これから地図の作成に向けて取り組んでいるところでございます。その後、実質化に向けての各地区でも話し合いなどにつきましては、委員さんにこれからご協力をお願いすることが多くあるかと思っておりますので、また、よろしく願いいたします。

**谷口農政係長**

アンケートにつきましては、農業委員会ですしております年明けにおこなった農地基本台帳調査の集計をしております。

**藤田会長**

年末に、皆様方に1月1日現在での台帳調査というようにすることで、その中にアンケートについても含まれておりますので、調査に回った時にそういうところも含めていろいろ記入していただくというような方向になると思います。

**加藤委員**

はい、分かりました。それと、中間管理機構の新居浜実績が1.3ヘクタール、農業者年金が件数0というような形で県の一覧表があったのですが申し込みは全部農業委員にされるのですか。

**藤田会長**

農地中間管理事業については農林水産課が取り扱う、新居浜市が少なかったのは元々の中間管理機構については農振農用地、青地というところがあって新居浜は特に少ないと、それがいろいろしていく中で、旧の市街化区域それ以外の農地についてもできますよというようなことになってきたと、それが出来てきたので0だったのが1.3から1.5になったというようなことで、今、加藤委員が言われるようにそういうところについてもできますからいろいろやっていただきたいというのが中間管理機構のお話と、年金につきましては以前から我々農業委員会の中でも皆さんに

ご協力をいただくというのですが、中々ご協力して下さる方がいないというのが現実です。丁度、年金を貰う歳の人は、以前新居浜市でおいでたのが皆さん途中で止められた、止められた方の後継者であるとか、新規就農者の方をお願いをするのですが中々そこまでいかない。以前は、加入者もいたのですが、たまたまそれが法人化されたとかになるとそれで終わりますから、それで入れませんから。

**加藤委員**

年金の申し込みは、農業委員会で申し込むのですか。

**藤田会長**

事務局でも農協でもどこでも受付しておりますので、特に新居浜市は少ないですから、まず、皆様方にもそういった関係者の方が居たら加入していただきたいということを広く広げていただきたいと思います。

**加藤委員**

それと、先程の農地パトロールをして現状確認はできますよね。その後のアクションはどういう形でされるのですか。

**谷口農政係長**

新たに、荒廃農地となった所については11月に事務局の方から所有者なり耕作者の方に意向調査を行いましてその結果をまた、集計しております。その結果、中間管理機構を使いたいという意向があれば、県の方に報告はしているんですけども、そこで中間管理機構が借受けますという返事は中々ただけてなくて繋げられてないのですが、中間管理事業などを使うのではなくて、誰かに貸したいという要望があればこちらの方のホームページに載せて借りたい方の方を探すというようにしております。その後、委員さんの方にも活動していただいたらと思っております。

**加藤委員**

分かりました。

**藤田会長**

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

**藤田会長**

以上をもちまして、第2回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。御協力ありがとうございました。

**藤田事務局長**

御起立ください。礼。ありがとうございました。



新居浜市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員